

東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則

〔平成19年6月28日〕
細則第3号

改正 平20細6，平21細3，平21細9

(趣旨)

第1条 この細則は，東京工業大学学術国際情報センター計算機システム運用規程（平成19年規程第8号）第5条の規定に基づき，東京工業大学学術国際情報センター（以下「センター」という。）の計算機システムの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「センター長」とは，学術国際情報センター長をいう。
2 この細則において「計算機システム」とは，センターが管理する計算機システムをいう。

(利用目的)

第3条 計算機システムは，次に掲げる事項に利用することができる。

- 一 学術研究等に関すること。
- 二 情報処理教育等に関すること。
- 三 事務処理に関すること。
- 四 共同利用に関すること。
- 五 社会貢献に関すること。
- 六 その他センター長が必要と認める業務に関すること。

(利用資格)

第4条 計算機システムを学術研究のために利用することができる者は，次の各の一に該当する者とする。

- 一 東工大ICカード（職員証及び学生証に限る。）が交付されている者
- 二 東京工業大学（以下「本学」という。）との間に計算機システム利用に関する大学間協定を締結している国内の大学の教員及び学生等
- 三 他大学又は研究機関等の研究者で，本学教員と科学研究費補助金等の省庁又は公益法人等による公的競争的資金制度による公式な共同研究関係にある研究グループの構成員
- 四 本学と共同研究契約を締結し，センター共同利用専門委員会で承認された他大学若しくは研究機関等の研究者または企業に属する者
- 五 本学と国際交流協定に基づく国際共同研究契約を締結し，センターグローバル情報資源活用協働専門委員会で承認された研究者又は研究グループの構成員
- 六 センター共同利用専門委員会で承認された他大学又は研究機関等の研究者
- 七 その他センター長が学術研究のための利用と認めた者

2 計算機システムを情報処理教育のために利用することができる者は，次の各号

の一に該当する者とする。

一 東工大ICカード(学生証に限る。)が交付されている学部学生

二 授業のために利用する大学院学生等で、授業を担当する教員(特定有期雇用教員、客員講座等講師及び非常勤講師を含む。)の承認を得た者

三 授業を担当する教員(特定有期雇用教員、客員講座等講師及び非常勤講師等を含む。)及びティーチングアシスタント

四 その他センター長が情報処理教育等のための利用と認めた者

3 計算機システムを事務処理のために利用することができる者は、事務局の所掌とされている事務処理のために利用する者とする。

4 計算機システムを共同利用のために利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 「先端研究施設共用促進事業」制度に基づき、センター共同利用専門委員会で承認された者

二 その他センター長が共同利用のための利用と認めた者

5 計算機システムを社会貢献のために利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 センター共同利用専門委員会で、社会貢献に供するための利用として承認された者

二 その他センター長が社会貢献のための利用と認めた者
(利用時間等)

第5条 計算機システムに係る本学施設の利用時間は、センター長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、計算機システム若しくはその周辺機器等に障害が発生した場合又は保守作業を行う場合は、利用を中止し、又は停止することがある。
(利用申請)

第6条 計算機システムを利用しようとする者は、センター長に所定の利用申請書を提出し、その承認を得なければならない。

(アカウントの付与)

第7条 センター長は、前条による申請に基づき利用を承認したときは、アカウントを付与する。

(利用期間)

第8条 前条のアカウントの有効期間は、アカウントを付与した当該年度内とする。

2 アカウントの有効期間が満了し、引き続き計算機システムの利用を希望するときは、第6条の規定に準じセンター長に所定の継続利用申請書を提出し、その承認を得なければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、計算機システムの利用に当たって、国立大学法人東京工業大学情報倫理規則(平成17年規則第31号)、国立大学法人東京工業大学情報セキュリティ規則(平成17年規則第32号)、国立大学法人東京工業大学情報セキュリティポリシー(平成17年4月8日決定)その他学内関係規定等を遵守しなければならない。

2 利用者は、第3条に定める利用目的以外にアカウントを使用し、又は第三者に使用させてはならない。

3 利用者は、アカウントの有効期間中に利用申請の内容に変更があったときは、速やかにセンター長に届け出て、承認を得なければならない。

4 利用者は、アカウントの有効期間中に利用を中止しようとするときは、速やかにその旨をセンター長に届け出なければならない。

(利用の停止等の措置)

第10条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、又は計算機システムの管理若しくは運用に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者に対し一定期間計算機システムの利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(報告書等の提出)

第11条 センター長は、必要に応じて利用者に計算機システム利用に係る事項について報告を求めることができるものとする。

(利用者の協力等)

第12条 利用者は、計算機システムの運用に関し行うセンター長の要請に協力するものとする。

2 利用者は、計算機システムを利用して得た研究成果を学術論文等により公表するときは、可能な範囲で計算機システムを利用した旨を明記するものとする。

(利用課金)

第13条 計算機システムの利用者は、別に定める利用課金を支払うものとする。

2 一度納付した利用課金は、返還しないものとする。ただし、本学の責により利用を中止し、又は停止したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、センター並びに計算機システムの施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの細則及び許可条件に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(事務)

第15条 計算機システムの利用に関する事務は、研究情報部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、計算機システムの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平20.7.18細6)

この細則は、平成20年7月18日から施行し、改正後の東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則の規定は、平成20年7月1日から適用する。ただし、改正後の第4条第4号及び第5号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平21.3.19細3)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21.6.19細9）

この細則は、平成21年7月1日から施行する。